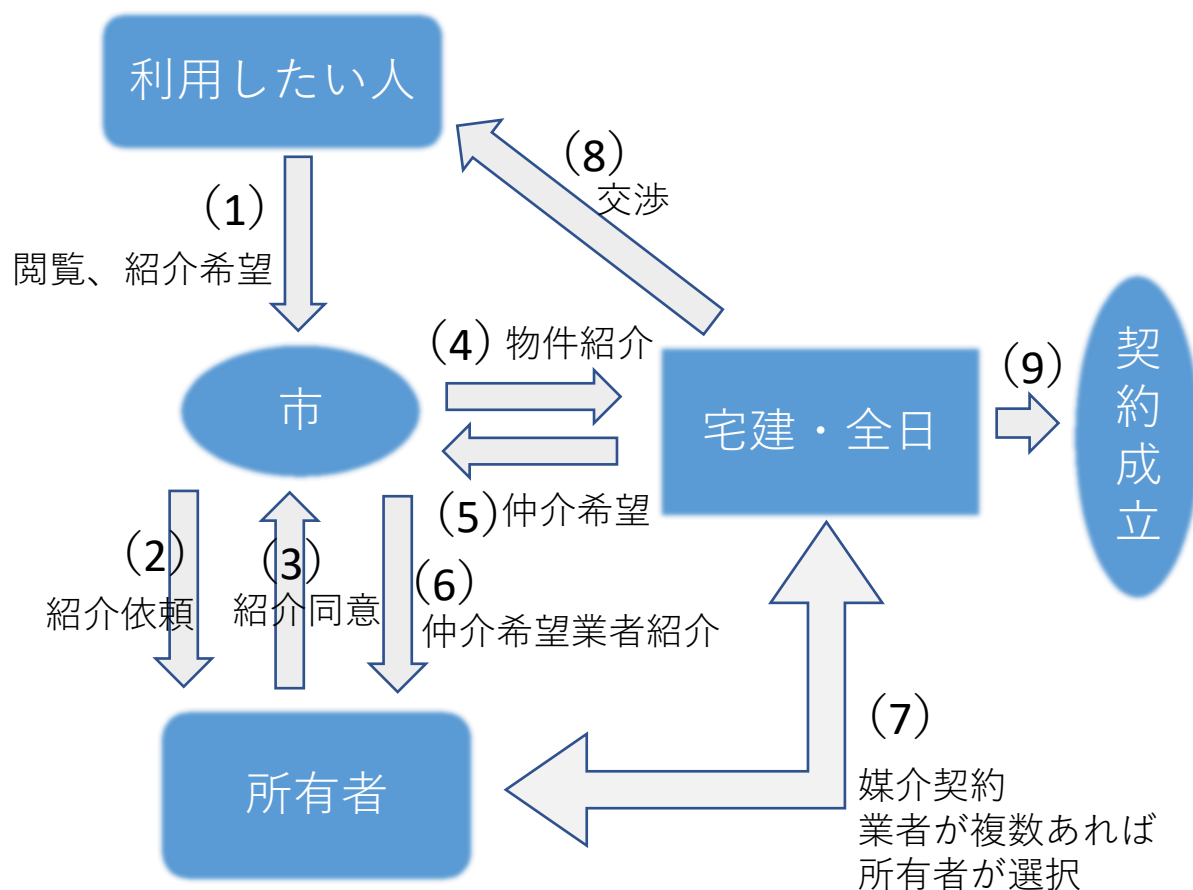


1 一般市民（利用したい人）が閲覧する場合

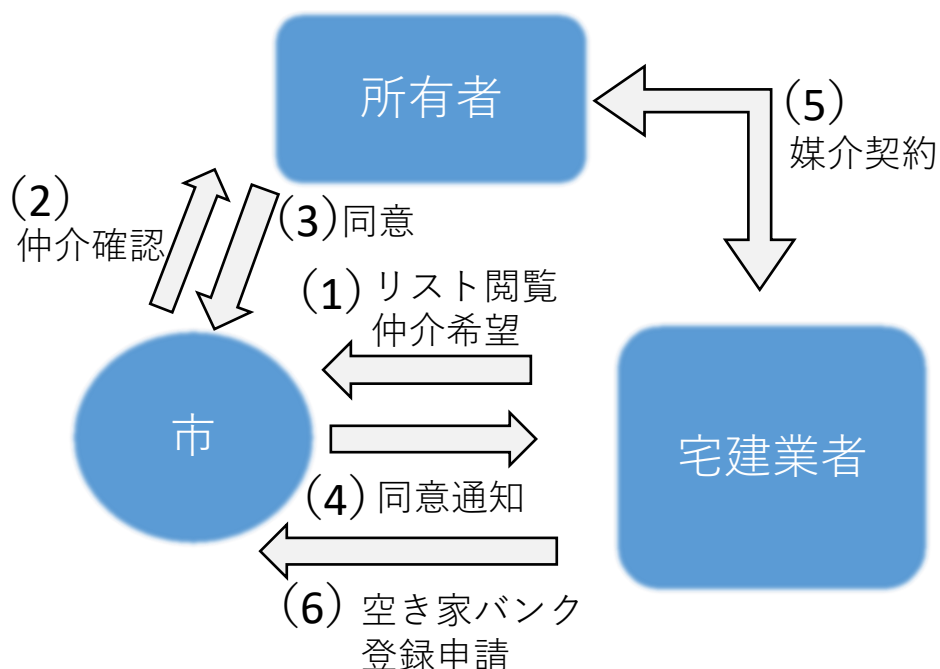


○売買契約までの流れ

- (1) 空き家の利用希望者が市窓口で一覧表を閲覧（誓約書必要）し、希望物件があれば市に伝える
- (2) 市は所有者へ紹介希望があったことを伝える
- (3) 所有者から市へ同意の回答
- (4) 市から宅建協会・全日に、所在地情報・購入希望があることを紹介
- (5) 期限までに市に仲介希望の意思表示をしてもらう
- (6) 仲介を希望した業者名を、市から所有者に通知
- (7) 所有者が、意思表示された業者の中から選んで媒介契約
- (8) 業者から利用希望者に連絡し、調整
- (9) 契約成立

※ (4)～(6)は所有者が仲介業者の紹介を市に依頼した場合に行う

2 宅建業者が閲覧する場合



- (1) 宅建業者が市窓口で一覧表を閲覧（誓約書必要）し、仲介希望物件があれば市に伝える
- (2) 市は所有者へ、仲介希望があったことを伝える
- (3) 所有者から市へ同意の回答
- (4) 市から宅建業者に同意通知
- (5) 業者から所有者に連絡し、媒介契約
- (6) 業者から市へ空き家バンク登録を申請（従来どおり）